

地域主権推進大綱（素案）の概要

平成 24 年 11 月 8 日
内閣府地域主権戦略室

【基本理念】

地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革。住民に身近な基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものとして位置付け、「補完性の原則」に基づき、国と地方が適切に役割を分担しながら、この国の在り方を転換するもの。

これまでの取組と成果等	今後の課題と進め方
第 1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権拡大 ① 施設・公物設置管理の基準の条例委任等を盛り込んだ第 1 次・第 2 次一括法成立・施行 (H23. 4～) ② 職員等の資格・定数の条例委任等を盛り込んだ第 3 次一括法案提出 (H24. 3) (継続審査中)	① 地域の実情に合った地方独自の条例の基準等先行する自治体の情報提供を積極的に行う。 ② 第 3 次一括法案の早期成立を図る。 ③ 地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告のうち、これまでの見直しで対象とならなかった事項等について、地方からの見直し提案を受けて、現在、第 4 次見直しにおいて検討を進めている (年内目途に閣議決定を目指す)。 ④ 今後の義務付け・枠付けの新設については、累次の勧告等に基づき、必要最小限にすることとし、所管府省、総務省においてチェックを行い、また、必要に応じて、地域主権戦略会議が意見を述べる。
第 2 基礎自治体への権限移譲 ① 都道府県の権限を市町村に移譲するための第 2 次一括法成立・施行 (H23. 8～)	① 移譲事務の内容、留意点等を周知、助言するほか、所要の財源措置等円滑な施行を図る。 ② 地方からの提案を受けて、現在、第 4 次見直しにおいて検討を進めている (年内目途に閣議決定を目指す)。 ③ 第 30 次地方制度調査会における結論を踏まえ、都道府県から指定都市、中核市、特例市及び特別区への事務の移譲を図る。

第3 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

アクション・プランの策定（H22.12）

- ① 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、法案化作業を実施。
- ② 地方公共団体が特に移譲を要望している事務・権限（直轄道路・直轄河川、ハローワーク関係）については、検討チームを設置し検討。
- ③ ハローワークについて、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務等を一体的に実施する取組を進めるとともに、移管と実質的に同じ状況を作る「ハローワーク特区」（浦和、佐賀）を開始。
- ④ ②③以外の一都道府県内で完結する事務・権限についても、検討チームを設置し検討。

アクション・プランを基本としつつ、以下の方針で取組を推進。

- ① 基礎自治体等の理解を得るための取組等も進めつつ、法案を国会に提出する。人員の移管、財源措置等に係る必要な準備を進め、できる限り早期の事務・権限の移譲を目指す。
- ② 直轄道路・直轄河川は一都道府県で完結するものは原則移管することを基本とし、個別協議に基づく移管の早期実現に向け対象となり得る道路・河川を確認し積極的に取り組む。
- ③ ハローワークについて、一体的取組と「ハローワーク特区」を進め、検証を行い、権限移譲を検討。
- ④ 一都道府県で完結する事務のうち、関係府省が移譲できるとする事務と全国知事会が先行的に移管を求める事務を並行して検討。

第4 ひも付き補助金の一括交付金化

- 「地域自主戦略交付金」等の創設。

H23年度 投資に係る補助金等につき
都道府県向け9事業を対象。
H24年度 指定都市へ制度を導入。
対象事業を18事業に拡大。
(6,754億円(※沖縄振興一括交付金
を含めると総額8,329億円))

- ① 地方の自由度の拡大、効率的・効果的な財源の活用に向け、制度の推進を図る。各年度の制度の検討に当たっては、地方の意見を十分把握。可能な限り早期の地方への情報提供。
- ② 総額については、地方の安定的な財政運営や事業の着実な執行に配慮し、今後、対象事業が拡大される場合等を含め、所要額の適切な確保を図る。
- ③ 継続事業等に十分配慮しつつ、客観的指標に基づく配分を拡大。

客観的指標に基づく配分の割合：平成23年度対象事業分の2割
平成24年度拡大事業分の1割
- ④ 事務手続の改善、添付書類の簡素化等を進め、国と地方の負担軽減に努める。
- ⑤ 指定都市以外の市町村への導入等は、年度間変動等の課題を踏まえつつ、地方の意見を聞きながら、引き続き検討。

第5 地方税財源の充実確保

① 社会保障・税一体改革

引上げ分の消費税収の地方分
H26.4～ 0.92%
H27.10～ 1.54%

② 一般財源の総額の確保

① 平成24年度税制改正大綱及び社会保障・税一体改革の方向性に沿って、地方税財源の充実確保を推進。地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

② 地方交付税については、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を適切に確保。

第6 直轄事業負担金の廃止

● 維持管理に係る負担金制度を廃止。

● 国と地方の役割分担や今後の社会資本整備の在り方等とも整合性を確保しながら検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について、平成25年度までの間に結論を得る。

第7 地方自治制度の見直し

① 議会制度や議会と長との関係等に関する改正地方自治法成立（H24.8）

② 第30次地方制度調査会（H23.8～）において大都市制度のあり方等について審議

● 現在地方制度調査会で審議されている事項や地方行財政検討会議等において引き続き検討することとされた事項について検討を進める。

第8 自治体間連携等（道州制を含む）

● 関西広域連合の設立や九州等における取組

● 市町村や都道府県相互の自発的な連携等の具体的な取組が生まれてきたことも踏まえ、こうした連携等の形成に対する支援の在り方を検討。

● 「いわゆる「道州制」」については、様々な議論がなされている中で、地域の自主的判断を尊重しながら、その検討も射程に入れていく。

第9 緑の分権改革の推進（地域主権型社会を支える地域活性化の取組の推進）

① 緑の分権改革モデル実証調査等を実施し、改革に取り組む団体数が順調に増加。

② 定住自立圏構想の推進、過疎地域で主体的に行われるハード事業、ソフト事業に対する支援。

③ 自治体クラウドの取組の進捗

① 事業化モデルの全国展開に向けた支援を実施し、地域からの日本再生の実現につなげる。

② 定住自立圏構想の取組を一層充実し、圏域全体で必要な生活機能の確保を図る。集落対策・過疎対策により条件不利地域の自立促進を図る。

③ 効率的で災害に強い電子自治体の実現を図る。